**別表第三**（第三条関係）

| 区分 | 専任の教授・准教授・講師の数 | 専任の助教の数 |
|---|---|---|
| 学科目 | | |
| 医学科に設ける講座 | 一二<br>六七<br>三三 | 六六 |
| 看護学科に設ける講座 | | 一六 |
| 合計 | 一一二 | 八二 |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

# 規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年六月三十日

人事院総裁　川本　裕子

**人事院規則九―一七―一六九**

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第一**（第一条関係）<br>一～九　（略）<br>十　金融庁 | **別表第一**（第一条関係）<br>一～九　（略）<br>十　金融庁 |
| 組織 / 官職 / 区分 | 組織 / 官職 / 区分 |
| （略） / （略） / （略） | （略） / （略） / （略） |
| 公認会計士・監査審査会事務局 / 課長 / 一種 | 公認会計士・監査審査会事務局 / 課長 / 一種 |
| 室長（人事院の定めるものに限る。） / 二種 | |
| 十一～四十四　（略） | 十一～四十四　（略） |

**附　則**

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

**別表第三**（第三条関係）

| 区分 | 専任の教授・准教授・講師の数 | 専任の助教の数 |
|---|---|---|
| 学科目 | | |
| 医学科に設ける講座 | 一二<br>六八<br>三四 | 六六 |
| 看護学科に設ける講座 | | 一六 |
| 合計 | 一一四 | 八二 |